

かけはし

JITCO JOURNAL

4

2022.April
Vol.149

新型コロナウイルス感染症に関する水際対策措置

データで見る外国人の雇用状況 -コロナ禍の傾向を中心に-

技能実習の適正な推進に向けて -改善が求められる三つの課題とその対応-

第30回外国人技能実習生・研修生
日本語作文コンクール作品募集のご案内



かけはし

JITCO JOURNAL



©Take Photo/Shutterstock.com

2022.4 Vol.149

表紙の写真：タイ・ソングラーン

写真はタイ・チェンマイのソングラーン。太陽の軌道が12ヶ月の周期を終え、新たに白羊宮(おひつじ座)に入る時期を祝うもので、旧正月にあたる4月12～15日にタイ全土で行われます。もともとは仏像を洗い清めたり、年長者の手に水をかけて清めるという伝統的な行事でした。今ではそれが転じて、通りすがりの人同士も水をかけあったりするような、盛大なお祭りとなっています。中でも大規模なことで知られるチェンマイでは、伝統的な仏教儀式の他、守護神とされる仏像プラ・ブッタシヒンに水をかけようとして、市街地に大勢の人が集まります。

CONTENTS

- √ P.1 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策措置
- √ P.2 データで見る外国人の雇用状況ーコロナ禍の傾向を中心にー
東海大学 教養学部人間環境学科 准教授 万城目正雄
- √ P.6 特定技能の運用状況(2021年12月末)
- √ P.8 技能実習の適正な推進に向けてー改善が求められる三つの課題とその対応ー
- √ P.10 外国人材の受入れに関するQ&A
- √ P.11 海外情報
- √ P.12 JITCOサポートご利用のすすめ
- √ P.14 JITCOセミナー どれを受講すればよい?
- √ P.16 JITCO開催の2022年度養成講習について
- √ P.17 第30回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール作品募集のご案内
- √ P.18 JITCOの教材のご案内
- √ P.20 技能実習生のお国ぶり暮らしぶり
- √ P.24 JITCOインフォメーション

技能実習Days

●アスカカンパニー株式会社 ●株式会社セリオテック ●株式会社 名友産商

新型コロナウイルス感染症に関する 水際対策措置

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在も海外から日本への入国を制限する措置（水際対策措置）がとられていますが、2022年3月1日より、観光目的以外の新規入国の外国人について、受入責任者の管理の下、「特段の事情」があるものとして入国が認められることとなりました。本稿では、技能実習生等の受入れに特に関係する4項目（①新規入国、②在留資格認定証明書の有効期間、③オミクロン株に対する指定国、④自宅等待機等の期間短縮）についてご案内します。

※なお、以下は2022年3月9日時点の情報です。内容は随時更新・変更されますので、最新情報はJITCOホームページや各省庁の案内をご確認ください。

技能実習生・特定技能外国人の新規入国 について〈措置(27)〉

政府は、オミクロン株対応の水際対策措置として、「特段の事情」がある場合を除いて、すべての国・地域からの外国人の新規入国を2022年2月末までの間、停止していましたが、3月1日から観光以外の外国人の新規入国を再開することとしました。

入国にあたっては、受入責任者がオンライン上で「入国者健康確認システム(ERFS:エルフス)」へ申請し受付済証の交付を受け、それを附して査証申請を行うこととなります。

在留資格認定証明書の有効期間について

2022年3月1日付で在留資格認定証明書の有効期間の取扱いが変更されています。

在留資格認定証明書の作成日	有効とみなす期間
2020年1月1日～2022年1月31日	2022年7月31日まで
2022年2月1日～2022年7月31日	作成日から「6か月間」

証明書を有効とみなす条件として、在外公館での査証発給申請時に受入機関等が「引き続き在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことを記載した任意様式の文書(申立書)を提出する必要があります。

水際対策上特に対応すべき変異株(オミクロン株)等に対する指定国について〈措置(17)〉

政府は、2021年11月29日より、水際対策上特に対応すべき新たな変異株のうちオミクロン株については、「オミクロン株に対する指定国・地域」として別途の指定を行い、検疫所の宿泊施設での待機を求めています。2022年3月9日時点では、技能実習生等の主要送出国では以下の国が指定されています。技能実習生・特定技能外国人の再入国の際にも影響がありますのでご注意ください。

オミクロン株に対する検疫所の宿泊施設での3日間待機指定となっている主要送出国(2022年3月9日時点)
インド、インドネシア、スリランカ、ネパール、パキスタン、ベトナム、ミャンマー、モンゴル

※指定状況は頻りに更新されますので、技能実習生等の入国・再入国の際には直前に今一度最新情報をご確認ください。

待機期間の短縮について〈措置(27)〉

政府は2022年2月24日、オミクロン株が支配的となっている国・地域(現時点ではすべての国・地域)からの帰国者・入国者について、入国後の自宅等待機期間を見直しました。さらに、入国後24時間以内に自宅等待機のために自宅等まで移動する場合に限り、待機期間中であっても公共交通機関の使用が可能となりました。これらの措置は再入国する技能実習生・特定技能外国人にも適用されますのでご注意ください(ただし、すでに在留資格のある外国人の再入国者の場合は上記のERFSの手続きは必要ありません)。

指定国・地域からの入国	3回目ワクチン接種あり※	検疫所が確保する宿泊施設での3日間待機を求め、宿泊施設で受けた検査の結果が陰性であれば、退所後の自宅等待機を求めない
	3回目ワクチン接種なし	原則7日間の自宅等待機を求めるとしたうえで、入国後3日目以降に自主的に受けた検査の結果が陰性であれば、その後の自宅等待機の継続を求めない
非指定国・地域からの入国	3回目ワクチン接種あり※	
	3回目ワクチン接種なし	待機なし

※3回分のワクチン接種について、有効と認められるワクチンの種類に制限がありますのでご注意ください。

また、今後オミクロン株以外のさらなる変異株が支配的となっている国・地域が確認された場合は別途指定し、当該国・地域からの帰国者・入国者の自宅等待機等の期間を14日間とすることとされています(2022年3月9日時点では該当国はありません)。

■お問い合わせ先 国際部 03-4306-1151

データで見る外国人の雇用状況

— コロナ禍の傾向を中心に —

東海大学 教養学部人間環境学科 准教授 まんじょうめまさお
万城目正雄

■ はじめに

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大(パンデミック)により、日本の経済・雇用情勢が悪化し、外国人労働者の受入れをめぐる状況も大きく変化しました。パンデミックは、2年余りが経過しても、なお収束が見通せない状況にあります。それでは、コロナ禍で外国人労働者数はどのように推移したのでしょうか。本稿では、厚生労働省の「外国人雇用状況の届出状況」(毎年10月末現在)等のデータを用いて全体像を確認してみたいと思います^{注1}。

■ 近年急増した外国人労働者(コロナ禍以前)

新型コロナウイルスの感染が拡大する前、日本経済は、「いざなぎ景気」に続く、戦後2番目となる景気拡張期間(2012年11月から71か月(暫定))を経験していました。2008年をピークに日本の総人口が減少に転じ、本格的な人口減少社会を迎える中、2018年には有効求人倍率が1973年以来、45年振りの高水準となる1.61倍を記録するなど、冷え込んでいた雇用情勢が急速に好転したため、人手不足が日本経済のボトルネックと考えられるようになりました。とりわけ、中小企業の手不足が深刻化し、その解決策の一つとして、外国人労働者受入れ拡大に期待が寄せられるようになりました。

政府は、足元の手不足対策に加え、人口減少という日本が抱える構造的な問題に対処するため、2014年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2014」(骨太の方針2014)で「外国人材」を活用する方針を掲げました。それ以降、経済政策の一環として、外国人労働者受入れ拡大に向けた施策が実施されるようになりました。高度人材ポイント制、家事支援人材の受入れ開始、介護福祉士の就労を認める在留資格「介護」の新設、技能実習法の公布・施行、特定技能制度の導入などがその具体例です。

こうした情勢を受けて、2012年に68万人であった外国人労働者は、2016年に100万人を超え、2019年には166万人へと増加しました。特に技能実習生の増加が著しく、2012年の13

万人から2019年には38万人へと急増しました。

2020年に発生した新型コロナウイルスの感染拡大は、技能実習生を中心に、日本でアジア出身の外国人労働者が急増する過程で発生したといえるでしょう。

■ コロナ禍の外国人労働者数の推移

それでは、新型コロナウイルスの感染が拡大した2020年以降、外国人労働者数はどのように推移したのでしょうか。コロナ禍で、日本の経済活動が停滞し、雇用情勢が大幅に悪化したにもかかわらず、事業所で雇用される外国人労働者は、2020年に172万人(対前年4.0%増)、2021年には173万人(同0.2%増)となりました。増加率は微増にとどまりましたが、その数は、厚生労働省が統計を取り始めた2008年以降、過去最高を更新しました。

ここからは、コロナ禍における外国人労働者の推移について、どのような特徴があったのか、確認してみましょう。

(1) 国籍別の状況

— ベトナムが最多に、その約半数は技能実習生

国籍別では、近年急増したベトナムが、2020年に初めて中国を上回り、日本で最も多い外国人労働者となりました。2021年のデータでは、ベトナム453,344人(総数に占める割合26.2%)、中国397,084人(同23.0%)、次いで、フィリピン191,083人(同11.1%)、ブラジル134,977人(同7.8%)、ネパール98,260人(同5.7%)が続きました。

特に、ベトナム人労働者は、技能実習生の割合が高く、2021年には、ベトナム人労働者の約半数(44.6%)が技能実習生(202,218人)となっています。

(2) 産業別の状況— 建設業と医療、福祉が増加

新型コロナウイルス感染症の拡大により、グローバルなサプライチェーン(供給網)が寸断され、製造業に大きな影響を及ぼしています。また、外出制限に伴い、宿泊業、飲食サービス業の売上が急減する事態となっています。製造業と宿泊業、

注1 本稿における外国人労働者数は、厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(毎年10月末時点)各年版のデータを用いています。中国のデータには、香港、マカオを含みます。

飲食サービス業は、多くの外国人を雇用してきましたが、図表1のとおり、コロナ禍の影響を受け、伸び率がマイナスを記録しました。

その一方で、建設業は2021年に若干減少したものの、2019年の93,214人から2021年の110,018人へと増加(18.0%増)、医療、福祉が2019年の34,261人から2021年には57,788人へと大幅に増加(68.7%増)しました。

コロナ禍で製造業、宿泊業、飲食サービス業の外国人労働者数が減少しましたが、これを建設業や医療、福祉が補う形となり、総数としては微増で推移したといえるでしょう。

図表1 産業別外国人労働者数の推移 (単位:人)

	2019年	2020年	2021年	構成比	対2019年増減率
外国人労働者総数	1,658,804	1,724,328	1,727,221	100.0%	4.1%
建設業	93,214	110,898	110,018	6.4%	18.0%
製造業	483,278	482,002	465,729	27.0%	-3.6%
情報通信業	67,540	71,284	70,608	4.1%	4.5%
卸売業、小売業	212,528	232,014	228,998	13.3%	7.7%
宿泊業、飲食サービス業	206,544	202,913	203,492	11.8%	-1.5%
教育、学習支援業	70,941	71,775	73,506	4.3%	3.6%
医療、福祉	34,261	43,446	57,788	3.3%	68.7%
サービス業(他に分類されないもの)	266,503	276,951	282,127	16.3%	5.9%
その他	223,995	233,045	234,955	13.6%	4.9%

注1: 各年10月末時点。

注2: 産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に対応している。

出所: 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」より作成。

急増した医療、福祉で雇用される外国人の2021年の在留資格別の内訳(2021年)を確認すると、永住者29.0%(16,743人)、技能実習生17.7%(10,247人)、専門的・技術的分野の在留資格16.9%(9,783人)となっています。つまり、医療、福祉では、永住者の就労に加え、介護分野の技能実習生、外国人介護福祉士(専門的・技術的分野である介護の在留資格)が増加しているものと考えられます。

(3) 在留資格別の状況

<増加した高度外国人材(専門的・技術的分野の在留資格)>

在留資格別では、専門的・技術的分野の在留資格を持つ外国人労働者が増加しました。政府は高度外国人材の受入れと定着を支援する方針(「雇用政策基本方針」(2014年4月厚生労働省告示))を掲げ、前述の高度外国人材ポイント制や留学生の就職活動支援をはじめとする施策を進めてきました。外国人労働者全体に占める割合は22.8%(2021年)ですが、2019年から2021年にかけて19.9%増(65,475人増)と高い伸びを示し、2021年には394,509人となりました。

なお、専門的・技術的分野の在留資格には、2019年からスタートした特定技能外国人29,592人(2021年10月末現在)が含まれています。

<身分に基づく在留資格を持つ外国人労働者も増加>

さらに、永住者などの身分に基づく在留資格を持つ外国人労働者も、2019年から2021年にかけて9.1%増加し、2021年には580,328人となりました。

身分に基づく在留資格の一つである定住者は、労働者派遣・請負事業により製造業の事業所で就労する者の割合が高いブラジル人、ペルー人など(主に中南米出身の日系2世・3世)に付与されています。定住者の方々が、2008年秋の世界金融危機(リーマンショック)時と同様に、コロナ禍においても雇止め・派遣切り等となったことが報じられました。データを確認すると、2020年は対前年比マイナス(0.7%減)を記録しましたが、2021年にはプラス(5.1%増)に転じました。

また、日本人の配偶者、永住者の配偶者の在留資格も増加しています。景気悪化による配偶者の収入減少の影響を受け、新たに働き始めた外国人労働者が増えたことが考えられます。

<マイナスを記録した留学生と技能実習生>

その一方で、パンデミック前まで急増していた留学生の資格外活動(アルバイト)と技能実習生は減少に転じました。新型コロナウイルスの感染拡大は、飲食店・ホテルなどのサービス業でアルバイトを行う留学生や製造業などの中小企業で生産活動に従事する技能実習生など、コロナ禍が直撃した産業に従事する外国人に深刻な影響を及ぼしました。これに水際対策に伴う入国制限も加わり、資格外活動の許可を受けて、アルバイトを行う留学生は2019年から2021年にかけて15.9%減(50,684人減)、技能実習生は8.4%減(32,190人減)となりました。

なお、帰国困難者にも付与された特定活動の在留資格で就労する外国人が2019年から2021年の間に60.5%増(24,853人増)となりました。この中には、帰国困難となった元技能実習生が多く含まれていると考えられます。

図表2 産業別技能実習生数の推移

(単位:人)

	2019年	2020年	2021年	構成比	対2019年増減率
技能実習生総数	383,978	402,356	351,788	100.0%	-8.4%
建設業	64,924	76,567	70,488	20.0%	8.6%
製造業	220,747	218,069	180,137	51.2%	-18.4%
情報通信業	246	278	249	0.1%	1.2%
卸売業、小売業	28,481	31,257	28,257	8.0%	-0.8%
宿泊業、飲食サービス業	3,303	3,646	3,270	0.9%	-1.0%
教育、学習支援業	35	39	34	0.0%	-2.9%
医療、福祉	3,304	6,523	10,247	2.9%	210.1%
サービス業(他に分類されないもの)	11,286	12,500	11,368	3.2%	0.7%
その他(上記に該当しないもの)	51,652	53,477	47,738	13.6%	-7.6%

注1: 各年10月末時点。

注2: 産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に対応している。

出所: 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」より作成。

<産業別に技能実習生はどう推移したか>

ここで産業別技能実習生数の推移を確認すると、図表2のとおり、2019年から2021年にかけて製造業が18.4%減と大幅に落ち込みました。その一方で、2021年は減少していますが、建設業が増加、医療、福祉が大幅に増加したことが、コロナ禍における特徴といえるでしょう。

■ 外国人労働者は、どこで就労するか

外国人労働者は、都市部に集中する傾向があります。2021年の都道府県別外国人労働者の割合は、東京都28.1%(485,382人)、愛知県10.3%(177,769人)、大阪府6.5%(111,862人)が上位3位となっています。そして、この3都府県で日本の外国人の約半数(総数の44.9%)が就労している状況にあります。この状況と対照的なのは技能実習生です。技能実習生は地方で就労する傾向が高く、地域で興隆する地場産業に従事しているといえるでしょう。

■ コロナ禍で技能実習生の失踪数は増加したか

ここで技能実習生の失踪者の状況について法務省のデータで確認しておきましょう。技能実習生の失踪者は、2018年の9,052人(失踪率2.1%)をピークに減少に転じ、2019年は8,796人(同1.7%)、コロナ禍の2020年は5,885人(同1.2%)となりました。

しかしながら、2021年上半年は失踪者が増加する傾向がみられるようです。法務省・技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム「調査・検討結果報告書」(2019年3月)は、技能実習生が失踪する理由には賃金に関する項目が多いことを指摘しています。厚生労働省の賃金構造基本統計調査によると、2020年の技能実習生の所定内給与は、月額16万1700円(年間賞与その他特別給与額は4万5,800円)となっており、勤続年数に応じて給与・賞与等が上昇する傾向が見受けられます。また、出入国在留管理庁「令和2年度在留外国人に関する基礎調査報告」(2021年2月)によると、在留外国人に対する生活全般の満足度の調査結果は、平均42.3%に対して、技能実習生は60.7%と、すべての在留資格の中で最も高いという結果となっています。引き続き、法令遵守に基づく適正な制度利用を促進するとともに、技能実習生の就労・処遇、生活の満足度を高めることにより、効果的な技能実習を行い、すべての関係者の満足度が高まることを通じて、失踪者を減少させることが求められているといえるでしょう。

■ 外国人を雇用する中小・小規模事業所の増加

外国人労働者は、外国人を雇用する事業所の増加とともに拡大してきました。外国人を雇用する事業所は、2019年の242,608事業所から2021年の285,080事業所へと大幅に増加(17.5%増)しました。

2021年の外国人雇用事業所の規模別内訳をみると、従業員30人未満61.1%、30-99人17.9%、100人-499人10.6%、500人以上3.3%となっています。さらに、2019年から2021年にかけて、30人未満20.1%増、30-99人14.7%増、100-499人10.0%増、500人以上4.9%増となるなど、従業員が少ない事業所の増加率が高いという傾向が見受けられます。

■ おわりに

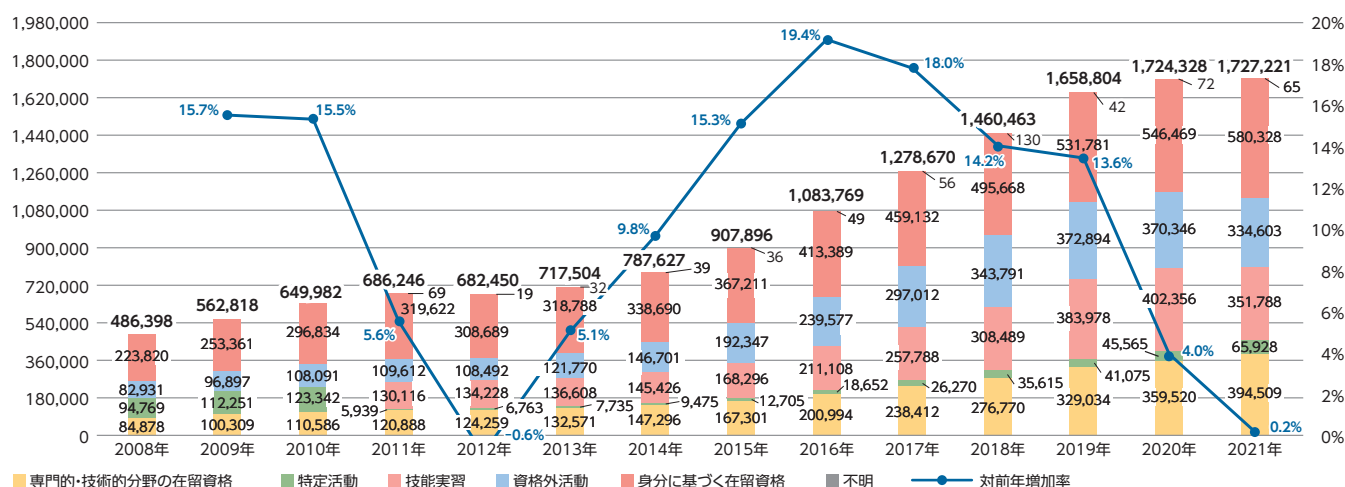
コロナ禍では、水際対策により、外国人労働者の日本への入国が制限されましたが、母国への帰国困難者の就労の継続が特例により認められたことに加え、留学修了者、日本人の配偶者や永住者の配偶者などの労働市場への新規参入の影響もあり、日本の外国人労働者数は、コロナ禍以前に比べて、増加のペースは鈍化しましたが、過去最高を更新しました。

コロナ禍にあっても、外国人の雇用が微増で推移した背景には、雇用調整助成金の拡充をはじめ、政府による雇用維持対策の効果に加え、雇止めになった技能実習生の他の企業への移籍支援、帰国困難者の就労の継続、住居等の生活環境の確保、支援とそれに伴う各種行政手続など、監理団体・実習実施者の対応が、事態の更なる悪化を食い止め、外国人の雇用が維持された影響も無視できないものと思われます。

外国人労働者は景気の動向によって増減する傾向が認め

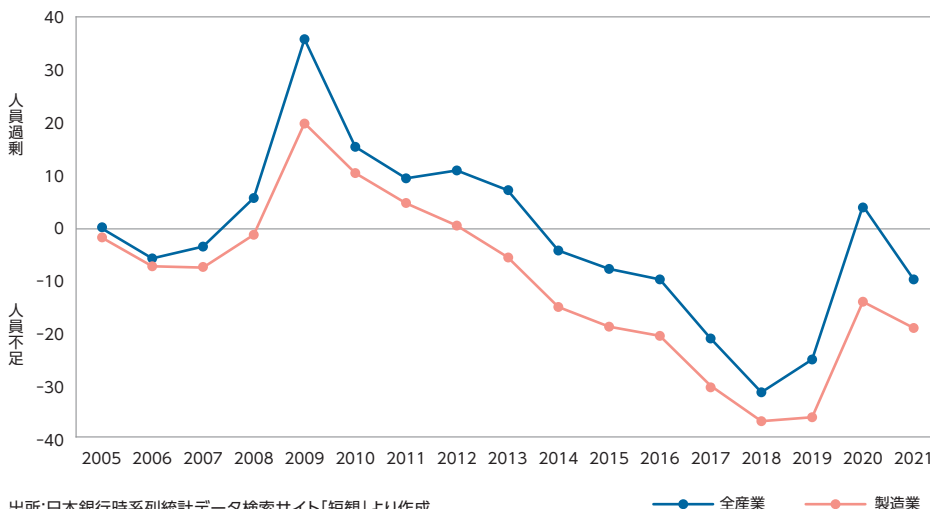
図表3 在留資格別外国人労働者数の推移

(単位:人)



注1:各年10月末時点。注2:在留資格「特定技能」は、「専門的・技術的分野の在留資格」に含む。
出所:厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ」各年版より作成。

図表4 中小企業・雇用人員過不足(DI)の推移グラフ



出所:日本銀行時系列統計データ検索サイト「短観」より作成。

られます。図表3の折れ線グラフが示すとおり、外国人労働者の対前年増加率は、2016年をピークにマイナスに転じています。そして、その延長線上に、2020年からのコロナ禍が続いているといえるでしょう

この傾向を、日本銀行「短観」の中小企業の雇用人員判断(D.I)の推移とあわせて確認すると、図表4のとおり、2008年のリーマンショックの後、人手不足感が高まる傾向にありましたが、2018年春に米中貿易摩擦が始まった頃から、世界経済が減速し、これに伴い、日本の人手不足感も緩和する方向に転じています。コロナ禍は、世界経済の影響を受けて日本経済が減速する延長戦上で始まったといえるかもしれません。

本稿は、コロナ禍における外国人の雇用状況について、データを通じて確認することを試みました。データを再確認することが、受入れ実務を担う皆様にとって、少しでも参考になれば幸いです。

万城目 正雄

国際研修協力機構(現国際人材協力機構)勤務後、2016年4月より東海大学教養学部人間環境学科で教鞭をとる。主な著書に「移民・外国人と日本社会」(共著、原書房、2019年)、『インタラクティブゼミナール新しい多文化社会論』(共編著、東海大学出版部、2020年)などがある。政府、政府機関、公益法人の委員等を務め、メディアでも発言が取り上げられている。

参考文献

- 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(毎年10月末現在)各年版
- 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
- 出入国在留管理庁「令和2年度在留外国人に関する基礎調査報告書」(2021年2月)
- 法務省・技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム「調査・検討結果報告書」(2019年3月)
- 万城目正雄(2021)「パンデミックに翻弄される外国人労働者」石川幸一・馬田啓一・清水一史編『岐路に立つアジア経済—米中対立とコロナ禍への対応(シリーズ:検証・アジア経済)』pp.109-121, 文真堂

特定技能の運用状況 (2021年12月末)

2019年4月に特定技能制度*が開始されてから3年が経過しました。

本稿では、最新の出入国在留管理庁（入管庁）の公表資料をもとに特定技能の運用状況についてご紹介します。

※中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、人材の確保が困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくための制度。

1 特定技能外国人の在留者数

外国人の在留者総数は、コロナ禍で長期間にわたって新規入国者が抑制されてきたことから、2020年末時点では約288万7千人でしたが、2021年6月末時点では約282万3千人と、約5万4千人(2.2%)の減少となっています。

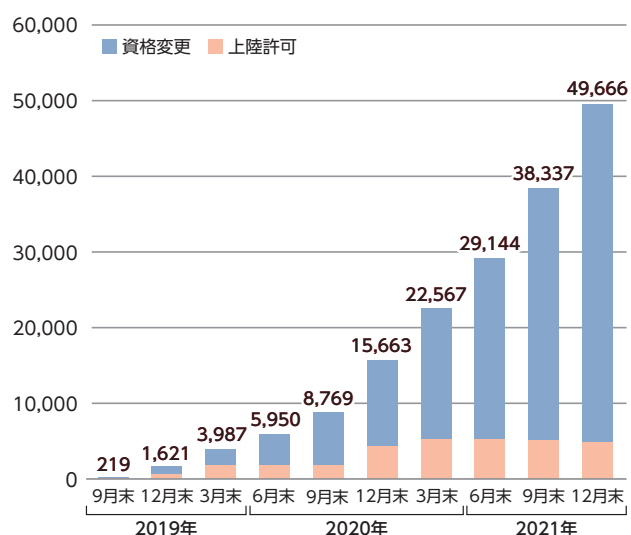
しかし、そうした中であって在留資格「特定技能」での在留者数(特定技能外国人・グラフ1)は、2020年末時点では15,663人であったものが、2021年6月末には29,144人と約86%増加し、その後も毎月10%程度の増加率を維持し、2021年12月末時点では49,666人となっています。

特定技能で上陸許可を得て新たに入国する者は少ないのですが、技能実習等から特定技能1号へ在留資格を変更した在留者が増えています。特定技能外国人を許可別に見ると、上陸許可(新たに入国した者)が2021年1月以降5千人台と横ばいで推移していたものが、同年12月末時点では4千人台へ減少しているのに対し、特定技能への在留資格変更許可を受けて在留する者については毎月10%程度確実に増加しています。

2 特定技能外国人の国籍別在留者数

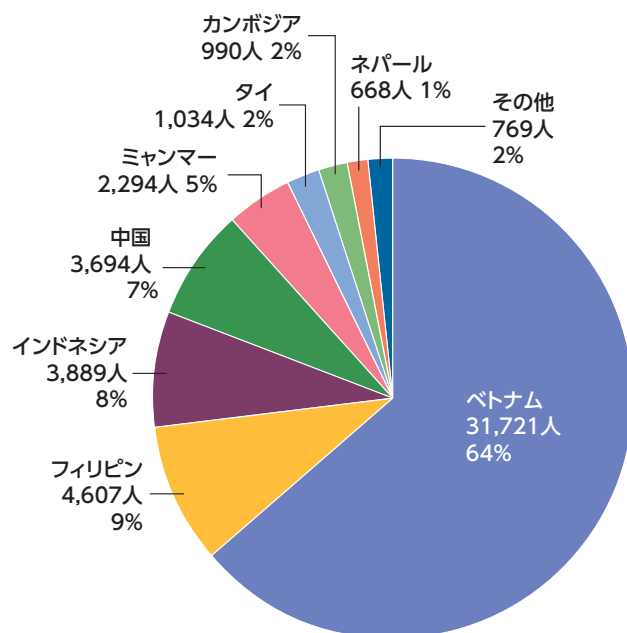
グラフ2は2021年12月末時点における国籍別の特定技能外国人の在留者数です。ベトナムが64%(31,721人)を占めており、続いてフィリピン9%(4,607人)、インドネシア8%(3,889人)、中国7%(3,694人)となっています。

グラフ1 特定技能外国人の在留者数の推移 (単位:人)



(入管庁資料を元に JITCO 作成)

グラフ2 国籍別特定技能在留者数(2021年12月末時点)



(入管庁資料を元に JITCO 作成)

3 特定技能外国人の分野別在留者数

表1は2021年12月末時点の分野別の特定技能外国人在留者数を示したものです。「飲食料品製造業」が最多の18,099人(全体の36%)であり、続いて「農業」が6,232人(同13%)、以下「介護」、「建設」、「産業機械製造業」となっています。

2019年度から向こう5年間の受入れ見込み数345,150人に対して、いまだ約14%程度の在留者状況ですが、分野別で見ると、「産業機械製造業」では受入れ見込み数の83%(5,250人に対して4,365人)を、「飲食料品製造業」では同じく53%(34,000人に対して18,099人)を超えています。

表1 分野別特定技能在留者数 (単位:人)

分野	在留者数	受入れ見込み数
介護	5,155	60,000
ビルクリーニング	650	37,000
素形材産業	3,066	21,500
産業機械製造	4,365	5,250
電気・電子情報関連産業	2,371	4,700
建設	4,871	40,000
造船・船用	1,458	13,000
自動車整備	708	7,000
航空	36	2,200
宿泊	121	22,000
農業	6,232	36,500
漁業	549	9,000
飲食料品製造業	18,099	34,000
外食	1,985	53,000
計	49,666	345,150

(2021年12月末時点)

(入管庁資料を元に JITCO 作成)

4 特定技能外国人の分野別・ルート別在留者数

表2は2021年12月末時点の分野別・ルート別の特定技能外国人の在留者数です。特定技能外国人全体で見ると、技能実習ルートが39,660人と全体の80%と多数を占め、試験ルートは9,749人で19%となっています。技能実習ルートがない「外食」「宿泊」では在留者全員が試験ルートとなっており、「航空」については技能実習ルートがあるものの全員が試験ルートとなっています。「介護」については、現状では試験ルートが最も多くなっていますが、介護職種の技能実習2号修了者が今後多くなるにつれて技能実習ルートからの移行者が増加する可能性があります。

表2 分野別・ルート別特定技能外国人在留者数 (単位:人)

分野	ルート			
	在留者数	試験ルート	技能実習ルート	その他
介護	5,155	4,817	158	180
ビルクリーニング	650	164	486	0
素形材産業	3,066	9	3,057	0
産業機械製造	4,365	19	4,346	0
電気・電子情報関連産業	2,371	19	2,352	0
建設	4,871	36	4,765	70
造船・船用	1,458	5	1,453	0
自動車整備	708	61	640	7
航空	36	36	0	0
宿泊	121	121	0	0
農業	6,232	646	5,586	0
漁業	549	5	544	0
飲食料品製造業	18,099	1,826	16,273	0
外食	1,985	1,985	0	0
計	49,666	9,749	39,660	257

(2021年12月末時点)

(入管庁資料を元に JITCO 作成)

■お問い合わせ先 申請支援部 03-4306-1125

技能実習の適正な推進に向けて —改善が求められる三つの課題とその対応—

外国人技能実習生は、「日本で培われた技能、技術又は知識を修得し、母国にその成果を移転し、その発展に寄与する」という目的を持って来日しています。これまで技能実習制度の適正な推進に向けた法制度の見直しや整備が図られてきましたが、なお一層の改善が求められる課題もあります。ここでは、国や外国人技能実習機構による注意喚起などを通して、制度を利用する皆様に求められる対応策について説明します。

1 外国人技能実習生の失踪防止

2017～2018年にかけて、法務省内に設置された「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」が行った調査によれば、外国人技能実習生（以下、「実習生」）が失踪する理由として最も多かったのは、「賃金に不満がある」でした。これには、単に「基本賃金が安い」というものだけではなく、「時間外労働の割増賃金が支払われない」や「賃金から過大な控除がされている」といったものも含まれています。

実習生の賃金については、「最低賃金法に違反しないこと」はもとより、「日本人が従事する場合の報酬額と同等であること」が求められていますが、一般論として、労働者がよりよい雇用条件の企業を求めるとするのは自然の摂理（当たり前のこと）です。実習生の場合、制度上、転職が予定されていない中で、この自然の摂理の発動が結果的に「失踪」という事象につながる、という側面があることを理解しておくことが重要です。もとより失踪は、在留資格の取消しにもなりうる行為ですが、一方で、実習実施者の労働法令等の違反が失踪の理由と疑われるような場合には、実習実施者や監理団体の責任が問われることとなります。

2019年12月24日、出入国在留管理庁長官が監理団体、実習実施者向けに「技能実習制度における失踪問題への対応について」を通知し、「失踪技能実習生を高い割合で発生させている監理団体や実習実施者等について、帰責性を踏まえて技能実習生の受入れを認めないことや、失踪した技能実習生に就労をさせた企業名の公表など、更

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004592.pdf>



なる措置をとる」としました。

実際に外国人技能実習機構では、実習生が失踪した場合、実習実施者等の検査を行うこととしており、検査の結果、「失踪の要因に労働法令等の違反がある」と判断した場合には、必要な措置を行うとしています。

実習実施者が法令を順守することは当然ですが、そのうえで、実習生の失踪を防止するために行うべき対策を、①面接・採用時、②実習遂行時、③出国時の三つの場面に分けて記すと、

①面接・採用時 ➡ 制度等の十分な説明

- 雇用条件について、実習候補者が誤った期待や思い込みを持たないように正確に伝えること。
- 日本の在留資格制度（与えられた在留資格以外の就労・滞在は禁止されていること）を十分に説明しておくこと。

②実習遂行時 ➡ 実習を続けることのインセンティブの醸成

- 賃金制度について、上位級に移行することに伴って、目に見える形で昇給するなどのメリハリをつけること。
- 特定技能への移行も視野に入れ、実習を優良に修了すればさらに長く日本で合法的に就労することができる制度になっていることを十分に理解させること。

③出国時 ➡ ブローカー等との物理的接触の回避

- 帰国する実習生が空港の保安検査場に入るまで見届けること。

等が考えられます。またたとえば、普段から実習生と地域住民との交流を図り、実習生が地域に溶け込める機会を作る等も、重要な失踪防止対策の一つといえます。

2 妊娠・出産時の実習復帰

厚生労働省の「出生動向基本調査」によれば、日本人女性労働者の第一子出産離職率は2019年の調査で42.1%となっています。

一方、実習生に関しては、日本で出産又は母国に帰国し出産したのち、実習に復帰した人の比率はわずか1%に留まることがわかっています。このような状況を受け、出入国在留管理庁、厚生労働省、外国人技能実習機構は連名で、「妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません」というリーフレットを作成し、実習実施者や監理団体に対して啓発を行っています。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001349019.pdf>



このリーフレットでは、実習生の妊娠がわかった場合に配慮すべきことや、実習生が日本で出産する場合の留意点などが示されています。

実習生に労働関係法令が適用されるということは、妊娠・出産に伴う法の規定も日本人と全く同じであることをまず理解することが必要です。また当該実習生に対しては日本の法制度を説明し、まず本人の意思をよく確認しておくことが重要で、そのうえでこのリーフレットに記載されている各公的機関に対応を相談することをおすすめします。

3 実習生に対する虐待・いじめの防止

実習生の失踪の理由として、「実習先で虐待を受けた」というものも多くあります。外国人技能実習機構（OTIT）の検査において「虐待」の事実が認められると、程度の如何を問わず監理団体や実習実施者に対して、相応の措置が講じられることは容易に想像できます。

法的には、本年4月1日から、これまで「努力義務」とされていた中小企業においても労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が完全義務化されます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000855268.pdf>



この義務の対象となる「パワーハラスメント」には、暴行や傷害行為といった「身体的な攻撃」だけでなく、「精神的な攻撃」などの六つの類型が定められており、事業主に対しては、職場内でのパワーハラスメントを禁止する方針を立て労働者に周知・啓発することや、相談窓口を整備する、といった対処を求めています。

あわせて、本年1月に建設職種の実習生に対する虐待の様子がニュースで取り上げられたことを受け、やはり出入国在留管理庁、厚生労働省、外国人技能実習機構が連名により「技能実習生に対する人権侵害行為について」を公表し、実習実施者、監理団体に対して注意を喚起しています。

<https://www.otit.go.jp/files/user/220124-0001%20.pdf>



職場における虐待やいじめは、他人があまり見ていない陰で行われることがほとんどで、外部の調査が入って初めて会社経営者や管理者がその事実を知る、ということが多くあります。実習生は言葉や文化の違いから、周囲からの虐待やいじめの対象になることも多いことを常に念頭に置き、一歩踏み出した、より積極的な防止対策を講じておくことが肝要です。

おわりになりますが、この稿で取り挙げた課題は、いずれも実習制度の利用者が法制度の正しい理解の下で的確に対応する必要があるものです。対応が難しい阻害要因もありますが、適正・円滑な技能実習の推進に向けて、よりよい方向を目指して対策に取り組まれますようお願いいたします。

■お問い合わせ先

実習支援部 03-4306-1189

外国人材の受入れに関する Q&A

JITCO では技能実習制度に関するさまざまなご相談を受け付けておりますが、技能実習生を受け入れて間もない実習実施者や新しく許可を受けた監理団体からの相談も数多く寄せられています。今回は、そのようなご質問の中からいくつか相談事例をご紹介しますので、今後の実習事業にお役立ていただければと思います。

Q1 【技能等の試験の合格率と優良要件の加点について】
技能実習生を受け入れて3年目の企業です。これから優良要件適合申告書を申請するにあたり、第2号技能実習生について、「技能等の修得等に係る実績」の実技試験の合格率を計算しています。第2号技能実習生のうち次のような実習生については、合格率の加点対象となるのでしょうか。

2022年2月に技能検定随時3級に合格。同年4月に3号技能実習計画の認定申請をしたのち、同年8月10日に3年間の技能実習を修了する予定。

A1 優良な実習実施者の基準項目である「技能等の修得等に係る実績」では、実技試験の合格率の加点対象については、以下の通りです。

- 実技試験合格実績の対象年度：過去3事業技能実習年度(4月1日から翌年3月31日の期間)
 - 対象となる技能実習生：過去3技能実習事業年度に修了している者
- ※当該過去3技能実習事業年度には、申請年度は含まない。
※学科試験の合格実績は、直近過去3年間で対象。

上記を踏まえてご質問のケースを整理します。2022年4月に申請する場合、当該技能実習生は技能実習を修了していないことから今回の随時3級の合格実績は過去3技能実習事業年度には含まれず、優良基準となる合格率の計算に含めることはできません。

ただし御社のような、過去3技能実習事業年度内に対象者がいない場合には、その期間に技能実習2号未修了であった者について、申請日時点での実技試験の合格実績に応じて加点することができ、そちらの方法で計算することが可能です。

なお、優良な実習実施者の基準については、各配点を計算した結果、150点満点で90点以上を獲得した場合に、「優良」と判断することとされています。

Q2 監理団体許可を受けて間もない団体です。今般、初めての定期監査を行う予定ですが、監査の大きな流れと留意点を教えてください。

A2 監理団体は、監理責任者の指揮の下で3ヶ月に1回以上、実習実施者に対して監査を行わなければなりません。実施方法も具体的に定められており、次の①～⑤を実施する必要があります。

- ① 技能実習の実施状況を実地に確認すること。
- ② 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること。
- ③ 技能実習生の4分の1以上と面談すること。
- ④ 実習実施者の事業所の設備、帳簿書類等を閲覧すること。
- ⑤ 技能実習生の宿泊施設等の生活環境を確認すること。

監理団体は傘下実習実施者に技能実習生を配属したのちは、技能実習を実習実施者任せにせず、監理団体として実習状況を把握しなければなりません。その手立ての一つとして定期監査が義務付けられています。

監査は実習監理における要となる業務です。実習状況の把握だけでなく、問題の早期発見にも繋がります。適正化を図るうえでも重要です。初めて監査を行うにあたっては、運用要領に記載されている上記監査項目についての留意事項を必ず読み、各監査項目について確実に実施してください。また、OTIT業務統計においては、実地検査で指摘した「実習実施者における主な違反指摘内容」が公表されています。監査において、重点的に確認する事項として参考になるものです。この内容は監査だけでなく、監理団体の実習実施者に対する指導や注意喚起など適正な実習監理にも有効な情報です。OTIT業務統計はOTITホームページで確認できます。

■お問い合わせ先

実習支援部相談課 03-4306-1160

■ベトナム人労働者海外派遣法の施行について

2020年11月13日にベトナム国会にて可決された「派遣契約によるベトナム人労働者海外派遣法」(以下、改正法)が2022年1月1日より施行されました。この改正法ではベトナムの労働者を海外に派遣する際の原則が定められており、さらに詳細を補うものとして、この原稿を作成している3月1日現在で政令が2本、省令が2本、首相決定が1本公表されています。今回はこれら関係法令の概要と留意点をお知らせします。

①改正法 69/2020/QH14 (2022年1月1日より施行)

ベトナムでは、これまで送出機関が「仲介者」に支払った仲介料の全部又は一部を労働者に負担させることができました。しかし、改正法第7条第8項において、送出機関は仲介料を労働者本人より徴収することが禁止されました。実質的な意味でベトナム技能実習生・特定技能外国人の負担の軽減に繋がる可能性があります。

②政令 112/2021/ND-CP (2022年1月1日より施行)

契約に基づいて海外で働くベトナム人労働者(以下、ベトナム人労働者)を送り出す企業(送出機関を含む)の条件およびライセンス発行の手続について定めたものです。日本に送り出す送出機関が配置しなければならない担当者の水準(JLPT基準でN2以上)や教育施設の条件、介護の場合は日本側のカリキュラムに沿って教育できるN2以上の日本語教師の配置などを設定し、かつ、介護機器を備えた教育施設の設置を求めています。

③政令 12/2022/ND-CP (2022年1月17日より即日施行)

就業が禁止されている職種(爆発物・有害物常時取扱業務など)への就労目的でベトナム人を海外へ派遣する行為に対する罰則を定めています。

④省令 21/2021/TT-BLDTBXH (2022年2月1日より施行)

送出機関が支払う仲介料について、日本向けの派遣はいかなる場合においても上限は0ドン、つまり無報酬とされています。さらに、ベトナム人労働者が送出機関に支払う手数料等については、技能実習生3号(送出機関および監理団体を変更しない場合)についても上限は0ドン、つまり必要ないとされています。また、技能実習2号または3号を修了し、特定技能労働者へ移行する場合についても、上限は0ドン、つまり必要ないとされています。その他、技能実

習制度・特定技能制度に影響を与える規定が含まれており、3月1日現在、ベトナム労働・傷病兵・社会省海外労働局(DOLAB)に詳細(①の「仲介者」の詳細を含め)を確認中です。

⑤省令 20/2021/TT-BLDTBXH (2022年1月1日より施行)

ベトナム人労働者を、ベトナム政府が管理するためのデータベースについて規定しています。

⑥首相決定 40/2021/QD-TTg (2022年2月21日施行)

ベトナム人労働者が、労働災害や事故、病気などにより就労を継続できなくなった場合などに給付される政府の補償金について規定しています。

現在、改正法の仮訳はJITCOホームページ1月5日付お知らせに掲載中です。JITCO国際部は引き続きベトナム政府の関係法令公表の動きについてフォローし、詳細が判明次第お知らせします。

■インドネシア労働省とJITCOの協議について

JITCOはインドネシアからの特定技能労働者の受入れ促進のため、2020年から一般財団法人日本インドネシア協会(JAPINDA)及び一般社団法人在日インドネシア経営者協会(APIJ)等と協力し、在京インドネシア大使館を通じてインドネシア労働省と協議を重ねていますが、2022年1月12日に第3回目となる労働省とのオンライン会議を開催しました。

今回の協議において、インドネシア労働省海外労働者派遣・保護局のRendra局長からは、インドネシア人海外労働者派遣会社(P3MI)が介入する仕組みについて検討しており、詳細については日本政府と協議中である旨の説明がなされました。現行の特定技能に係る政府間協定ではインドネシアからの特定技能労働者の求人求職にはインドネシア政府が提供するオンラインマッチングシステム(IPKOL)の利用が推奨されています。

今後、インドネシア特定技能労働者の送出し・受入れに関する規定について、新たな情報がありましたら改めてお知らせいたします。

■お問い合わせ先

国際部 03-4306-1151

JITCOサポートご利用のすすめ

さらに便利な機能も追加しました!

JITCOが賛助会員の皆様に無料で提供する「JITCO総合支援システム」(以下、JITCOサポート)は、技能実習・特定技能双方の各種申請書類の作成から技能実習生等受入れ事業の管理業務まで幅広くサポートしております。すでに多くの方々にご利用いただいておりますが、改めてこれからお使いになる方も含めて、JITCOサポートの特徴や機能をご紹介します。

～JITCOサポートとは～ 主なご利用のメリットについて



JITCOサポートメインメニュー画面。

申請書類の作成や各種管理業務におけるデータ入力等の手間が軽減されます

- データベース化されたシステムで、一度入力された情報は各種帳票に反映され、書類作成の労力を大幅に削減できます。
- 書式改正にも適宜対応しているため、いつでも最新の書式で出力できます。

システム利用料なしでお使いいただけます

- 他社のシステムは利用料が別途発生しますが、JITCOサポートは賛助会員特典の一つのため、会員及び傘下機関の皆様は追加の利用料などは一切発生せず、ご利用いただけます(※傘下機関登録は必要となります)。
- 利用状況によって追加料金が事後に発生することはありません。

複数の利用者が同時に使用できます

- JITCOサポートを利用する際に必要なログインIDは傘下機関分を含め、複数作成することができます。
- 複数の方が同時にログイン・利用できるため、リアルタイムで同じ画面を見ながら情報共有することも可能です。

手厚いサポート体制を整えています

- 初めてJITCOサポートを利用される方向けに「JITCOサポートセミナー」を定期的に開催しています。
- 操作方法でご不明な点は、無料電話相談窓口(フリーダイヤル)までお気軽にお問い合わせいただけます。

■ JITCOサポート利用方法に関するお問い合わせ先

使い方の無料電話相談 0120-660-798(平日9:00~17:00まで)

～書類作成機能～ さらに使いやすくアップデートしました

また、このたび書類作成機能で使い勝手の向上を図り、皆様のご要望を反映した改修を行いました。より便利になったJITCOサポートをぜひご活用ください。

【技能実習】実習の進捗率がわかるようになりました

実習日誌画面に日々の作業時間を入力すると、先に入力した実習実施予定表画面の情報を元に、月単位でどの程度実習が進んでいるか、進捗度合いが確認できるようになりました。

実習日誌情報		日誌作成					
▼ 月日							
実習実施予定表情報							
実習期間	2021/4/01 ~ 2021/04/30						
入国後講習期間							
一時帰国期間							
各曜日毎の実習時間を表示しています。							
月	火	水	木	金	土	日	祝
<input type="checkbox"/> 休み	<input type="checkbox"/> 休み	<input type="checkbox"/> 休み	<input type="checkbox"/> 休み	<input type="checkbox"/> 休み	<input checked="" type="checkbox"/> 休み	<input checked="" type="checkbox"/> 休み	<input checked="" type="checkbox"/> 休み
定休日以外の休日数				当月の予定就業日数			
進捗確認				※以下の進捗確認内容は、実習日誌に印刷されません。			
技能実習 進捗確認							
種別	実習実施 当月予定時間	1日の平均時間	月ならし進捗度	進捗率(%)			
1:必須	50 時間	2.5 時間	4.5 時間	24 %			
2:必須(安全衛生)	xx 時間	xx 時間	0 時間	0 %			
3:関連	50 時間	2.5 時間	3 時間	16 %			
4:関連(安全衛生)	xx 時間	xx 時間	0 時間	0 %			
5:周辺	50 時間	2.5 時間	0 時間	0 %			
6:周辺(安全衛生)	xx 時間	xx 時間	0 時間	0 %			

【特定技能】1号支援計画書の専用画面を追加しました

特に記入項目が複雑な1号特定技能外国人支援計画書については専用画面を新たに設けました。支援担当者情報など、複数箇所にもわたる項目に、繰り返し同じ内容を入力する必要がなく、効率的に計画書を作成することができます。

(7)支援内容

※「担当職/委託費」を選択するために、上段の、(4)に担当職、委託費をご入力ください。

1. 事柄ガイダンスの提供

① 依頼内容の概要

依頼内容

実施予定

種別/委託先	担当内容	実施方法
母国語	母国語	母国語
母国語	母国語	母国語

自由記入

母国語 *

母国語 *

母国語 *

～書類作成以外の機能(その他機能)～ こんなところもJITCOサポート

2022年1月1日より、賛助会費及び点検・提出・取次料のご請求書について、原則としてWeb請求書によるご案内へと統一させて頂きました。Web請求書の確認に関する照会が多数寄せられたため、オンライン申請機能【JITCOへの申請・照会】(JITCOサポートメインメニュー画面左下)についてもご紹介いたします。

>登録・変更・抹消申請

賛助会員情報の変更や傘下機関の新規追加・変更・抹消のお手続きをネット上で完結することができます。ペーパーレスかつご申請に対する迅速な処理・反映に繋がることから、本メニューからほぼすべてのお客様がオンライン申請を利用されています。

>請求情報照会

請求情報照会では、賛助会費及び点検・提出・取次料の請求情報閲覧、Web請求書(PDF)のダウンロード等ができます。ご請求内容が確定次第、電子メールにて都度ご案内を差し上げております。

また、請求番号毎に請求情報の検索、傘下機関毎に次回の請求予定や新規登録された傘下機関の初回請求予定について確認することができます。

■ 賛助会費や傘下登録等に関するお問い合わせ先
総務部賛助会員課 03-4306-1163

JITCOセミナー どれを受講すればよい？

JITCOでは年間を通じて技能実習制度や特定技能制度に関わる方々を対象に、さまざまなセミナーを開催しています。そのときどきのご自身のニーズやご都合にあわせて、気軽にご受講いただければ幸いです。ここではより効果的な習得のため、特に初心者の方が体系的に学んでいただける方法をご提案します。

まずは、それぞれの制度について「予備知識がない」「一から教えてほしい」という方向けの、いわゆる入門編がこちらになります。

内 容	セミナー区分	
	技能実習制度	特定技能制度
STEP1:「制度を基礎から学びたい」		
技能実習制度、特定技能制度の仕組み・基本的ルールについて、それぞれ半日で説明します。	制度説明会：年6回 (ウェビナー)	制度説明会：年6回 (ウェビナー)
	【対象者】 <ul style="list-style-type: none"> ●技能実習生の受入れを検討中の方、受入れの準備を始められる方 ●監理団体、実習実施者の新規職員の方 ●技能実習制度に関心をお持ちの方 	【対象者】 <ul style="list-style-type: none"> ●特定技能外国人の受入れを検討中の方、受入れの準備を始められる方 ●特定技能所属機関、登録支援機関の新規職員の方 ●特定技能制度に関心をお持ちの方

次に、「制度についてはある程度理解できた」「今度は得た知識を業務に生かしたい」という方向けの実務編の段階になります。

内 容	セミナー区分	
	技能実習制度	特定技能制度
STEP2:「実務を詳しく学びたい」		
それぞれの制度における申請書類の書き方、労務管理、送出国情報まで、実務上の留意点を一日で学べます。	団体監理型受入れ実務セミナー ：年3回(対面・ウェビナー)	受入れ実務セミナー ：年5回(うち地方2回／対面・ウェビナー)
	【対象者】 <ul style="list-style-type: none"> ●監理団体、実習実施者の実務担当者(新規職員から中堅職員まで) 	【対象者】 <ul style="list-style-type: none"> ●特定技能所属機関、登録支援機関の実務担当者(新規職員から中堅職員まで)
各種申請書類の書き方のポイントを、集中的に半日～1日で説明します。	書き方セミナー：年2回 (対面・ウェビナー)	書き方セミナー：年3回 (対面・ウェビナー)
	【対象者】 <ul style="list-style-type: none"> ●同上 	【対象者】 <ul style="list-style-type: none"> ●同上

さらに、専門的な知識を身に付けたい方向けのセミナーもあります。2022年度のラインナップは以下のとおりとなっています。

内 容	セミナー区分	
	技能実習制度	特定技能制度
STEP3：「専門性を高めたい」		
入管法の概要、入国・在留手続の実務、申請等取次制度に関する知識等、地方入管局への申請等取次ぎ者として承認を受けるために必要な知識を一日で説明します。受講者には <u>受講証明書</u> を交付します。	外国人材受入れセミナー[申請取次講習会]：年3回 (地方／対面・サテライト)	
	【対象者】 ●技能実習生や特定技能外国人を受け入れる監理団体・実習実施者、特定技能所属機関、登録支援機関等の職員	
技能実習生や特定技能外国人向けの日本語指導のポイント、継続的な日本語指導のノウハウを学んでいただけます。JITCOオリジナルテキストを使った模擬授業も体験できます。	日本語指導担当者実践セミナー：年5回(うち地方3回)	
	【対象者】 ●技能実習生や特定技能外国人に日本語指導を行う監理団体、実習実施者、特定技能所属機関の職員等(日本語指導経験の少ない方) ●日本語教育に携わる一般の方	
日本語を母語としない外国人に、日本語で必要な情報を伝えるためのちょっとした工夫、円滑なコミュニケーションのためのわかりやすい日本語の話し方のコツを学んでいただけます。(半日)	「わかりやすい日本語」話し方セミナー：年4回(対面・ウェビナー)	
	【対象者】 ●同上	
受検対策に不可欠な「準備・手配・指導」をテーマに、職種作業や等級ごとの試験情報の集め方と攻略のポイントをわかりやすく解説します。	技能検定等受検対策セミナー 「担当者の心得と指導のポイント」 ：年3回(対面・ウェビナー)	/
	【対象者】 ●監理団体および実習実施者の受検担当者	
実習生のモチベーションを上げる指導手法等、職場指導者の皆様の指導力アップをお手伝いします。 ○カリキュラムの一例 「技能の教え方・学び方の心得」、スキルマップ作成による目標達成の「見える化」等	技能修得支援セミナー ：年6回(地方開催／対面・ウェビナー)	/
	【対象者】 ●実習実施者の技能実習指導員等、技能実習生の育成指導に関わる方	

これ以外にも時宜に応じたトピックスをテーマとした「特別セミナー」の開催予定もあります。これらのセミナーについては、JITCOホームページ、メルマガ、『かけはし』等で随時ご案内いたしますので、ぜひチェックしてみてください。賛助会員及び賛助会員傘下の登録済機関の皆様には割引価格が適用されます。

奮ってご参加ください。

■お問い合わせ先 講習業務部業務課 03-4306-1138

JITCO開催の2022年度養成講習について

JITCOの開催する技能実習制度の養成講習*について、2021年度の実施状況と、2022年度の開催エリア等をご案内します。

※技能実習制度において、監理団体の監理責任者、外部役員等や実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員は、主務大臣から告示された養成講習機関が実施する養成講習の受講が義務化又は推奨されています。JITCOは2017年9月8日に主務省庁（法務省及び厚生労働省）の告示により養成講習機関として認定公表され、同年12月から講習を開始しています。

2021年度の実施状況

JITCOは、2021年度（2021年4月1日～2022年3月31日）において合計290回（監理責任者等講習を計64回、技能実習責任者講習を計100回、技能実習指導員講習を計63回、生活指導員講習を計63回）開催いたしました。



2022年2月開催の養成講習の様子。

2022年度の養成講習実施エリア

講習区分	実施エリア
①監理責任者等講習	関東エリア(8県)、 中部・北陸エリア(9県)、 近畿エリア(6県)、 中国エリア(5県)、オンライン
②技能実習責任者講習	全エリア(全都道府県)
③技能実習指導員講習	
④生活指導員講習	

- 最新の情報及び講習の実施日程は下記URLよりご確認をお願いいたします。<https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/training.html>
- 監理責任者等講習に限り、集合型講習に加え、オンラインでの開催も予定しております。
- 養成講習のお申込みはJITCOウェブサイトからのみとなります。

2022年度の留意点

1. 受講証明書の有効期間満了

養成講習に係る受講証明書の有効期間は、講習区分にかかわらず、交付日から3年以内と定められています。したがって、2019年度に養成講習を受講された方は、今年度、有効期間の満了日が到来しますので、有効期間を過ぎてしまうことがないように、開催予定をご確認のうえ、早めの受講を心がけてください。

2. 養成講習における新型コロナウイルス感染防止の取り組みについて

JITCOは、新型コロナウイルス感染症に対する政府の基本方針を踏まえ、養成講習の開催にあたり以下のように対応し、感染拡大の予防に努めて参りますので、皆様にはご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

- ①講師・事務局スタッフのマスク・手袋・フェイスシールド着用
- ②講習会場におけるアルコール消毒液等の設置
- ③会場の換気の実施

ただし、窓開けに関しましては、開閉可能な窓が設置されている会場で、かつ、風雨等悪天候による影響を受けない状況に限ります。また、会場扉の開放につき

ましては、休憩時間に限りです。

- ④講習ご受講の皆様へのマスク着用（必ずご自身でご持参願います）、咳エチケットの遵守、会場での手洗い、手指消毒の励行
- ⑤体調の確認と自宅での検温のお願い

受講日当日は、ご来場前にご自宅にて必ず検温をお願いいたします。その際37.5度以上の熱に限らず、普段の平熱の範囲を超える発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合等についても、ご参加をお控えください。

⑥会場での検温の実施

すべての講習会場にて検温を実施させていただきます。その結果37.5度以上の熱がある方についてはご受講をご遠慮いただきます。なお、会場にて発熱、咳等の著しい症状が見られた場合、ご退室をお願いする場合があります。

■お問い合わせ先

講習業務部養成講習課 03-4306-1156

第30回 外国人技能実習生・研修生 日本語作文コンクール 作品募集のご案内

JITCOでは、今年も日本語作文を募集します。皆様からの積極的なご応募をお待ちしております。



2021年のJITCO30周年記念式典で行われた「第29回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール」表彰式の様子。

1. 応募資格

募集期間内に日本に在留する外国人技能実習生又は研修生の方

※2022年4月1日現在で、特定活動や特定技能を含む他の在留資格で在留される方は対象になりません。

2. 募集期間

2022年4月1日(金)～2022年5月13日(金)

締切日消印有効

3. テーマ

特定のテーマを設けませんので、自由にお書きください。

4. 使用言語

日本語

5. 作品形式

A4サイズの400字詰め原稿用紙3枚分の自筆作文(縦書きでも横書きでも可)

原稿用紙の枠外に、必ず作品題名と氏名を記入してください。

※パソコン・ワープロ使用による原稿及びコピー原稿は受け付けません。

※筆記用具の指定はありません。文章がはっきり読めるよう濃く書いてください。

6. 応募方法

応募は1人1点で、自作自筆の未発表作品に限ります。指定の応募用紙に必要な事項を記入のうえ、応募作品に必ず添付して郵送してください。

※応募用紙、原稿用紙は、JITCO ホームページからダウンロードできます。

🌐 <https://www.jitco.or.jp/ja/service/competition.html>

※応募用紙に不備があると受付できません。応募用紙の添付および記載内容については、監理団体や実習実施者で予めご確認くださいませようお願いします。

7. 応募宛先

〒108-0023

東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング11階

公益財団法人 国際人材協力機構

日本語作文コンクール事務局

8. 賞

- 最優秀賞(4名程度)…表彰状及び賞金(5万円)
- 優秀賞 (4名程度)…表彰状及び賞金(3万円)
- 優良賞 (20名程度)…表彰状及び賞金(2万円)
- 佳作 (20名程度)…賞金(1万円)
- 第30回記念特別賞(1名程度)…表彰状及び賞金(4万円)・記念品

今回は本コンクール第30回を記念し、「技能実習の様子や技能実習を通じて修得したこと、修得技能を母国で活かそうとする意欲等について書かれている」観点から、特に優れた作品を記念特別賞として選出します。

※入賞作品及び応募者全員の名簿は、「日本語作文コンクール優秀作品集」に掲載します。

同作品集は、応募者の皆様に1冊ずつ差上げます。

9. 入賞発表

所属機関を通じて入賞者に通知するとともに、2022年8月中旬にJITCO ホームページで発表する予定です。

10. その他

- (1) 審査に関するお問い合わせには、一切お答えできません。
- (2) 募集要項に即していない作品は、審査の対象外となります。
- (3) 応募用紙に記載された個人情報は、本コンクールの運営に必要な範囲内で利用します。
- (4) 応募作品は返却しません。
- (5) 応募作品の著作権はJITCOに帰属します。

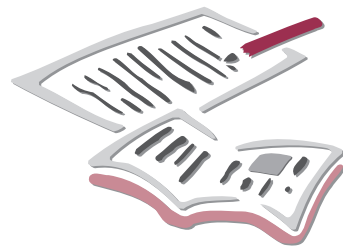
※各国語版の募集案内は、JITCO ホームページ「JITCO日本語教材ひろば」をご覧ください。

🌐 <https://hiroba.jitco.or.jp/>

■お問い合わせ先 日本語作文コンクール事務局

TEL: 03-4306-1184 FAX: 03-4306-1119

JITCOの教材のご案内



『ゲンバの日本語シリーズ』のラインアップを拡充!

新刊本

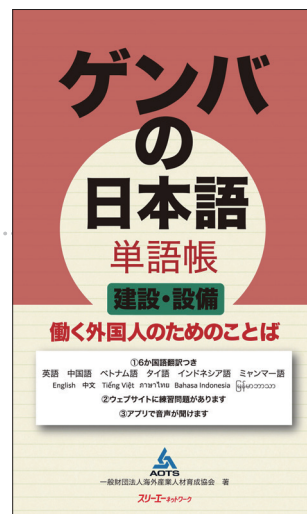
ゲンバの日本語 単語帳 (建設・設備) 働く外国人のためのことば

定価:990円(本体900円+税10%) (賛助会員割引対象外)
A5変型 98ページ【スリーエーネットワーク発行】

一般財団法人 海外産業人材育成協会 (AOTS) 著、『ゲンバの日本語』シリーズに
新刊書が追加されました。日本語初級レベルの働く外国人向け『ゲンバの日本語 単
語帳』の第2弾です。

今回の「建設・設備」では、パート1として「就業」「トラブル」「研修」など職場の共通
基礎語彙を収録。パート2では「建物の構造」「製図」「メンテナンス」など建設・設備業
界の分野別語彙を必要なところから学べます。現場で聞いたり、話したりすると想定
される例文も収録しました。

英語、中国語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語の翻訳が付いています。練習問題が無料ダウ
ンロードできる他、ことばの音声が無料で聞けるアプリもあります。



ゲンバの日本語 シリーズの既刊本

ゲンバの日本語(基礎編) 働く外国人のための 日本語コミュニケーション

定価:1,320円(本体1,200円+税10%) (賛助会員割引対象外)
B5判 72ページ+別冊(スクリプト・解答例)39ページ

ゲンバの日本語(応用編) 働く外国人のための 日本語コミュニケーション

定価:1,320円(本体1,200円+税10%) (賛助会員割引対象外)
B5判 75ページ+別冊(スクリプト・解答例)33ページ



ゲンバの日本語 単語帳 (製造業) 働く外国人のためのことば

定価:990円(本体900円+税10%) (賛助会員割引対象外) A5変型 109ページ

教材の詳細とご注文

JITCO 教材オンラインショップ <https://onlineshop.jitco.or.jp/>

入国後、すぐに必要になる教材をご紹介します

実習生が入国してすぐに必要になる教材は、法的保護に関する情報の講習に使用するテキストです。加えて、日本での暮らし方を学ぶ講習に必要なテキストもご紹介します。『技能実習日誌』もあります。

既刊本 日本の出入国管理及び技能実習の概要テキスト

定価:1,100円(本体1,000円+税10%)
B5判 109ページ (賛助会員は3割引)
中国語、英語、インドネシア語、ベトナム語、タイ語、
フィリピン語、ミャンマー語、カンボジア語、モンゴル語、
ラオス語、シンハラ語、ネパール語の
計12種類の言語版があります。

第1編では、出入国管理行政や適法に在留するための基本知識を、第2編では「技能実習法」に基づく技能実習制度や「団体監理型」及び「企業単独型」により受け入れる技能実習や技能実習生の保護に関する措置について、イラストなどを用いてわかりやすく説明しています。



既刊本 労働関係法令等テキスト

定価:1,100円(本体1,000円+税10%)
B5判 65ページ (賛助会員は3割引)
中国語、英語、インドネシア語、ベトナム語、タイ語、
フィリピン語、ミャンマー語、カンボジア語、モンゴル語、
ラオス語、シンハラ語、ネパール語の
計12種類の言語版があります。

労働基準法や最低賃金法、労働安全衛生法などの労働関係法をふまえて、雇用契約、労働時間、最低賃金、安全衛生、労災保険などの基本知識を具体的、かつわかりやすく説明しています。



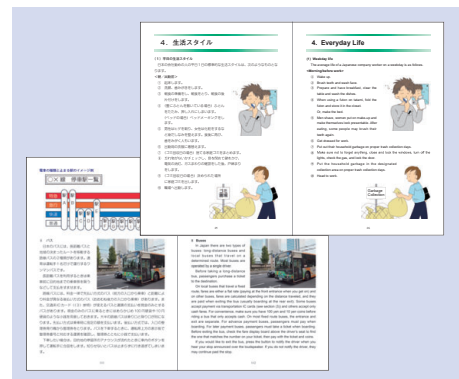
2021年 大幅改訂 日本の生活案内

◆ 中国語、英語、インドネシア語、ベトナム語、タイ語、フィリピン語、
カンボジア語、モンゴル語
定価:2,530~2,750円(本体2,300~2,500円+税10%)
B5判 222ページ (賛助会員は3割引)

未改訂版

◆ ラオス語、シンハラ語、ネパール語、ミャンマー語
定価:1,815~1,870円(本体1,650~1,700円+税10%)
A5判 174ページ (賛助会員は3割引)

日本の生活にいち早く適応するために最低限、知らなければならぬさまざまな情報を日本語(左ページ)と母国語(右ページ)との対訳形式でまとめています。住宅の利用の仕方や食事のエチケット、ゴミの出し方、ショッピング時の注意、一般的な交通ルールや自転車の正しい乗り方などの生活ルールや社会マナーなどをカラーのイラスト・写真を多用して具体的に紹介します。また、病気になってしまったとき、病院で症状などを説明するときに便利な患部別の用語や病気症状の応答文を約200例収録しました。



お問い合わせ先

JITCO 教材センター TEL:03-4306-1110 FAX:03-4306-1116 E-mail: publication_center@jitco.or.jp

技能実習生 の お国ぶり・暮らしぶり



春の行事・イベント

日本は春がスタートの季節とされ、入園式や入学式があります。桜が咲く頃には、お花見をして楽しみます。5月にはこどもの日があり、我が子が健康に育つようにと願ってお祝いをします。さて、今回はアジア各国で行われる「春といえば……」というイベントについて聞いてみました。どのようなものがあるか見ていきましょう。



Vietnam【ベトナム】

ファム・ラン・アイン(元 JITCO 母国語相談スタッフ)

ベトナムの春の三大行事

ベトナムの国は北から南にかけて細長い国ですので、南部には乾季と雨季しかありませんが、北部には四季があります。春は日本ほど長くはないですが、ちゃんと「春」らしい季節です。

日本と違って、ベトナムの春には入学、入社などはありません。入学は秋の9月に行いますし、人事の採用は一年中行っています。

とはいえ、ベトナムの春には大事な行事が三つあります。

一つ目は旧暦のお正月であるテトで、毎年1月の終わりから2月の初め頃となっています。これが1年間で一番大切な行事といえます。日本と同じように、テトは家族が再会し、ゆっくり一緒に過ごす大切な時間です。遠く出稼ぎに出ている人は、テトの前後10日間くらい帰省しますので、大移動が起こります。

テトの時期になると、まず旧暦の12月23日(新暦の1月25日)に「台所の神様3人が玉皇に報告をしに行く」という行事があります。ベトナム人の各家庭には台所を守る神様が3人いて、毎年12月23日になると鯉に乗って、玉皇にその家庭の状況を報告するのですが、これを祭るのです。お供え物を用意するとともに、必ず鯉の魚を買って、川などへ流します。その日が終わると、本格的にテトを迎える準備に入ります。どこの家でも大掃除をし、桃の花や金柑の木を買って、「今年も輝く実になりますように」という願いを込めて飾ります。ちまきのようなもち米と緑豆と豚肉で作られるバインチュンは、北部では四角形の形、南部では細く長い円柱形をしていて、バインテトと呼ばれています。テトの時

にはこの他、砂糖漬けのドライフルーツを作ったりと、食品を揃えるのに大忙しです。しかし、この数十年、経済発展の進展とともに富裕層が急速に増えたため、テトに国内外へ旅行に出かける人々も増えてきました。

国から離れて日本で暮らすベトナム人にとっても、テトはとても大事な時です。昔はなかなか手に入らなかった食品も、最近はベトナム食材店が日本にたくさんでき、簡単に手に入るようになり、とても便利になりました。私も毎年、小さい頃に母親と一緒に楽しく過ごした時間を思い出しながら、バインチュンを作ります。

テトの次に大事な二つ目の行事は、初めての満月を拝む行事です。この日、家ではお供えとしてたくさんの料理を揃えて神様を拝むのですが、信心深い人たちは、全国の有名な寺や神社などを参拝して、一年間の商売繁盛と無病息災を祈ります。「1年の参拝も1月15日の参拝には叶わない」という言い回しもあり、商売をやっている人たちや経営者の方々にとってこの初参拝は、最も大切な行事といえるでしょう。

春にあるもう一つ大事な行事は「Tiet Thanh Minh」(清明節)です。日本でいうお彼岸にあたります。今年は4月5日(旧暦の3月5日)になります。この時期の前後には、それぞれの地域に暮らしている家族、親戚などの方々や墓地や故郷にある先祖の墓にお参りするの、大家族再会の機会にもなります。墓を掃除したり、万が一墓石のどこかが破損していたら修理して、供え物を供え、線香を焚いて、ご先祖について語り合い、今日までの暮らしを支えてくれたことに感謝の意を表します。

今はコロナ禍で里帰りができませんが、いつかコロナが終息したら、清明節に里帰りをして、両親の墓参りをしたいものです。



China [中国]

兎 国華(元JITCO 母国語相談スタッフ)

漢詩に見る中国の春の伝統行事

中国の二十四節気は旧暦によって形成され、季節折々の伝統的行事も旧暦と絡んで行われています。これらの行事は古代の文人によって行われ、詠まれた漢詩からも春の伝統行事の変遷がうかがえます。

代表的な春の行事は①春節(旧正月)、②元宵節、③清明節等があります。

①春節(旧正月)

爆竹声中一歳除 春風送暖入屠蘇

千門万户瞳瞳日 総把新桃換旧符

(意味:爆竹を鳴らす音の中で旧年を送り、温かい春風が吹くお正月に、御屠蘇を飲み、日差しが何千もの家を照らし、人々は新旧の桃のお守りの取り換えに忙しい)

これは宋の時代王安石(1021～1086)の『元日』の詩です。

爆竹と桃符は魔除けのシンボル。春節は幸福祈念、災害回避、娯楽と飲食の享受を集約化した重要な祝日です。現在では環境保護のため、爆竹鳴らしは禁じられ、桃のお守りの札を取り換える習慣もあまり見られず、かわりに、ご多幸や平安を祈念する対句となった対聯を門の両側に貼り付けることになりました。又、春節期間(今年は1月31日0時～2月6日24時)は7人乗り以下の車は高速道路が無料なので、家族団らんのために帰省する民族大移動も行われます。邪気を払うとされる御屠蘇を、春節に飲む習わしがなくなったかわりに、子供に恵まれるという意味で餃子を、家族団らんの意味を込めて湯圓(糯米団子)を、年々生活レベルが高くなるよう、年糕(御餅)を食べ、お酒を飲み、豊富な食事をするというものにかわりました。親戚への年始回りも欠かせず、地域によっては龍や獅子が舞い踊ったりします。子供は祖父母や父母、父母の兄弟からお年玉(1年の平安を保つ意)をもらいます。

②元宵節

有燈無月不娛人 有月無燈不算春

春到人間人似玉 燈燒月下月如銀

(意味:提灯があり、月が見えない風景は人を楽しませないが、月が見え、提灯がないのも春の宵らしくない)

これは明の時代の灯会の風景を描いた唐寅(1470～1524)の詩です。春宵の銀色の月が明るく、人は美しき翡翠の如く、月が赤く燃えるような光の下で、より銀色で魅力的です。

道教では、上元節(1月15日)、中元節(7月15日)、下元節(10月15日)がありますが、上元節いわゆる元宵節で、一年の最初の十五夜です。中国では元宵節を過ごさないと、お正月気分が終わりません。昔から人々は糯米の粉で作った団子を食べ、謎かけを遊び、いろいろな形の提灯を飾った祭りを楽しみます。この風習により現在出稼ぎの人々も、元宵節を過ぎないと出稼ぎ先の職場には戻りません。

現在も各地で元宵灯会が行われていますが、そのうち南京の夫子(孔子)廟での「金陵灯会」は、1800年の歴史を有しておりとても有名です。2008年6月、元宵節は二期目の国家級非物質文化遺産と認定されました。

③清明節

清明時節雨紛紛 路上行人欲断魂

これは唐の時代杜牧(803～852)の詩、『清明』の中の一節です。作者が清明節の4月5日頃、肌寒い霧雨の中、悲しい気持ちで道を急いでいる状態を詠んだ句です。昔から人々は清明節前後にお墓参りをします。清明節は中元節と同様、先祖様を悼む日で、春節、端午節、中秋節と並び伝統的な四大祝日の一つです。



Philippines [フィリピン]

畠山 エルサ(JITCO 母国語業務委託スタッフ)

3～5月がフィリピンの夏

日本には春夏秋冬の四季がありますが、熱帯海洋性気候に属するフィリピンには日本のような四季はありません。あるのは乾季(11～5月)と雨季(6～10月)の二つだけです。乾季のうち、ちょうど日本の春にあたる3月後半から5月にかけて、フィリピンでは猛暑の日が続きます。陽射しが強く湿度も高いため、外を歩くと汗が止まりません。フィリピンではこの時期をサマー(夏)と呼んでいます。学生たちは3月で学年が終了し、2ヶ月間の夏休みが始まります。4～5月には祝祭日も多く、街ではさまざまなイベントが催されるので、フィリピンを訪れる観光客にとって

は、最もフィリピンらしいフィリピンを体験することができると思います。

この時期に催される行事で、主なものを二つご紹介しましょう。まずはアジア唯一のキリスト教国であるフィリピンの国民にとって、最も大切な祝祭日「ホーリーウィーク (Holy Week 聖週間)」です。ホーリーウィークとは、イースター (復活祭) 前の3日間の祝祭日のことをいいます。イースターは「春分の日のあとの最初の満月の日の次の日曜日」と教会によって定められています。

毎年日にちがかわる移動祝祭日となりますが、日付はかわるものの必ず日曜日に祝われます。2022年、今年のイースターは4月17日の日曜日になっていますので、その3日前の木曜日からホーリーウィークが始まります。そして4日目、いよいよイエス復活の日であるイースターとなります。イースターはキリスト教、特にカトリック教会にとってはもっとも重要な祭日とされており、敬虔な信者は教会に行ってミサに参加し、家庭では卵や肉料理などのごちそうが並べられ楽しく食卓を囲んでお祝いします。ここで間違えてはいけないのが、フィリピン人はホーリーウィークの3日間とイースターをしっかりと区別していて、イースターはホーリーウィークには含まれないということです。ホーリーウィークの3日間は祝日で国民の休日、イースターは祭日で宗教的なイベントであって休日に制定されてはいません。といっても、イースターは日曜日になりますから実際には4日間の大型連休となります。

ホーリーウィークの期間は、レストランやショッピングモールも臨時休業や時間短縮となり、ジブニーやタクシーも運転手が休みをとるため運行が少なくなり、普段は騒がしい街中も静かになります。

フィリピンの夏に催されるもう一つの大きな行事がサンタクルーザン (聖十字架 Santacruzán - Flores de Mayo) の祭りです。フィリピンでは5月の1ヶ月間、フローレス・デ・マヨ (5月の花) という、若い女性が教会の聖母マリア像に季節の花を捧げる花祭りの伝統があります。この祭りの最後の仕上げにサンタクルーザンのパレードが行われます。これは聖ヘレナ (ローマ皇帝コンスタンティヌス1世の母) が、イエスが処刑されたゴルゴダの丘を巡礼した時に、イエスを磔はりかにした聖十字架を発見したという伝説からきています。

フィリピン各地では大勢の若い女性が華やかなドレスに身を包

んでパレードを行います。

また、美人コンテストを開催し、優勝した女性が聖ヘレナの役を演じてパレードに参加したりします。

このようにフィリピンの祭りや行事には、キリスト教に強く関わるものが多くあります。だからといってキリスト教徒ではない観光客が参加できない、楽しめないというものではありません。そうした祭りの文化的な背景を知って参加することで、さらにフィリピンについてよく知ることができ、フィリピンの人々と仲よくなれるでしょう。



Indonesia 【インドネシア】

秋谷 恭子 (JITCO 母国語業務委託スタッフ)

イスラム教徒にとって最も重要な時期 「ラマダン」

私のインドネシア留学時代、大学の同級生から、又集会時に感じた様子、そして日本に帰国したのちに会ったインドネシア人技能実習生たちからも感じたことですが、インドネシアの人々は儀式を重んじ、イベントを満喫するため、宗教的行事に自然と足が向くように、それぞれの宗教習慣を身に付けている国民だと思っています。

友人宅を訪問すれば「食事は済んだのかい?」と必ず聞いてくれる家族があり、家族や友人が入れ替わり立ち替わりやってきては食事をし、持ち寄った手作り料理を並べて親族とともに休暇を過ごす……。特にインドネシア人だからという訳ではなく、アジアの人々の生活スタイルに共通することかもしれませんが、このように家族や親族がいつの間にか集まるのが普通です。

実際、技能実習生として来日しても、その習慣は日本の各地に散らばった実習生の間で自然に受け継がれており、誰かの寮の一室やアパートにときどき集まって休日を過ごしています。ここでは、所属する会社の様子を聞くなどの情報交換や出会いの場にもなっていますが、特に重要な機能としては、実習の現場で疲れた技能実習生の心を癒やしてくれる場にもなっているということです。慣れない日本語、慣れない環境に上手く立ち回れずに落ち込むことになるなんて、来日前は夢にも思っていなかったでしょう。こうした集まりは、彼らの気持ちをリセットさせてく

れ、翌日から穏やかな気持ちで過ごすための拠りどころとなっています。しかし、正体不明のコロナ感染症が流行してからは、情報量の少ない中、郊外への移動を伴う外出に対して行動制限がなされ、許可の下りない日が続いたことは、日本の若者たちと同様にストレスとなっていました。

そしてまた今年も、イスラム教徒にとって1年で最も重要な時期、「ラマダン」(日中、太陽が昇っている間は飲食を絶つ断食月)がやってきます。今年2022年の「ラマダン」は、4月上旬から始まり、断食月明けの大祭がゴールデンウィーク中にあるそうです。

断食の目的には、ただ飲食を絶つだけではなく、人の生活全般において修行的意味合いの慎み深い振る舞いが求められる、と理解するとよいでしょう。早朝、日が昇る前から料理を始め、日が昇る前に食べ終えて仕事に向かうことになります。そして、夕方、決められた時間が過ぎると、少しずつ水を口にして、固形物を摂取する、この一連の流れを約1ヶ月間続け、ようやく、苦行が終わりを迎えます(私は日本で働く技能実習生たちには、「命に関わることだから」と、無理な断食はしないよう促していますが、「慣れていないから」と実行する実習生もいます)。この日を境に、礼拝施設のモスクは国籍を問わず多くの信者を受け入れ、集団礼拝を行うのですが、当然インドネシア人実習生もこの集団礼拝へ参加し、ともに祈ることを熱望しています。



Thailand [タイ]

小森 里江子(元 JITCO 国際部母国語スタッフ)

タイの4月・5月のイベントは、 常夏の国ならではの!

日本には、春・夏・秋・冬といった四季があり、それぞれの季節にあったイベントが行われますが、タイはどうでしょうか?多くの方が「タイは暑い」というイメージをお持ちかと思いますが、その通りで、タイには日本ほど明確な四季の違いがありません。大きく分けると、乾季(11~3月前半)、雨季(3月後半~5月)、雨季(6~10月)ですが、どの季節も暑く、違いは雨がどれだけ降るかになります。その中で、日本の春に当たる4~5月にどん

なイベントが行われるのか、簡単にまとめてみました。

まず4月ですが、お祭りごとが好きなお方にとっては最もタイが楽しいと感じられる季節なのではないかと思います。なぜなら、「ソクラーン」というイベントが4月13~15日にかけて、各地で開かれるためです。このイベントは、太陽の軌道が12ヶ月の周期を終え、新たに白羊宮に入る時期を祝うというもので、仏教で神聖だとされているもの(仏像や仏塔など)や、年長者(両親、祖父母など)の手に、僧侶にお祈りしてもらった特別な水をかけて清めるという伝統的な風習が起源となります。それが転じて今では、街や近所で通行人と目があえば、誰彼構わず水をかけあうという「水かけ祭り」として、国際的にも有名になりました。目があったら水をかけないのが逆に失礼という感覚なので、この時期にタイにいて水をかけられたくない方は、車で移動するか、外に出ないことを心よりおすすめします。なお、水をかけられても決して怒ってはいけないというのがマナーです。この時期のタイは本当にたくさんの観光客が訪れます。乾季のしびれるような暑さの中で、知らない人と水をかけあって楽しむというのは、非日常的でとても楽しいので、休みをとってでも行く価値がある、と筆者個人としては考えます。

続く5月は、ソクラーンほど世界的に有名なイベントではありませんが、二つ面白いお祭りがあるのでご紹介します。

まずは、バンコクから北に飛行機で1時間ほどのところにあるルーイ県の「ピーコーンナム祭り」です。これは、日本でいうお盆のようなもので、先祖の霊を敬うために数百年にわたって行われてきた伝統的なお祭りになります。この時期は乾季から雨季に切り替わる大事な時期なので、田植えのために必要十分な雨が降るよう、精霊(=ピー)に仮装した人々が地元を歩き回りながらお祈りをしていきます。不思議なお祭りですが、仮装自体はハロウィンのようにカラフルでそれぞれ個性的なので、一緒に混じってパレードするのも面白いかもしれません。

最後にご紹介するのが、イサーン(東北)地方の有名なお祭りである、ブン・バンファイ祭りです。通称日本語だと、ロケット祭りと呼ばれます。竹の筒に火薬や水など空に打ち上げられそうな仕掛けをし、空に向けてより高く上がるよう、個人の手作りロケットを打ち上げます。高く上がれば上がるほど、その年は雨に恵まれるといわれています。我こそは空高く打ち上げられる、という方、ぜひ参加してみたいかたがでしょうか?



JITCOの各種セミナーのご案内

詳細とお申込は、こちらから
<https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/>

JITCO では、外国人材の受入れに関する各種セミナーや、技能実習法に基づく養成講習を開催しております。詳細とお申込みは、JITCO ホームページのセミナーページをご確認ください。皆様のご参加をお待ちしております。

セミナーカレンダー



日程	セミナー内容	場所	担当部	お問合せ先
4月	14日(木) 【ウェビナー】特定技能制度説明会	JITCO東京本部から配信	実習支援部相談課	03-4306-1160
	21日(木) 外国人材受入れセミナー (入国・在留手続と申請等取次制度について)	東京 (JITCO本部)	申請支援部企画管理課	03-4306-1127
	21日(木) 【サテライト】外国人材受入れセミナー (入国・在留手続と申請等取次制度について)	宮城県仙台市、 富山県富山市、 香川県高松市	申請支援部企画管理課	03-4306-1127
5月	19日(木) 【ウェビナー】技能実習制度説明会	JITCO東京本部から配信	実習支援部相談課	03-4306-1160
	27日(金) 特定技能受入れ実務セミナー	東京 (JITCO本部)	講習業務部業務課	03-4306-1138
	27日(金) 【ウェビナー】特定技能受入れ実務セミナー	JITCO東京本部から配信	講習業務部業務課	03-4306-1138
6月	2日(木) 【ウェビナー】特定技能制度説明会	JITCO東京本部から配信	実習支援部相談課	03-4306-1160
	10日(金) 日本語指導担当者実践セミナー	東京 (JITCO本部)	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
	30日(木) 在留資格「特定技能」に係る申請書類の書き方セミナー	東京 (JITCO本部)	申請支援部企画管理課	03-4306-1127
30日(木) 【ウェビナー】在留資格「特定技能」に係る申請書類の書き方セミナー	JITCO東京本部から配信	申請支援部企画管理課	03-4306-1127	

※2022年3月3日時点。開催情報は追加・変更することがございます。
※お申込み受付を開始しているセミナーについては、すでに満席となっている場合がございますがご容赦ください。
※「ウェビナー」はインターネットを利用したオンライン上での開催方式です。JITCO東京本部から配信いたします。

かけはし(JITCO JOURNAL) 第31巻149号

発行日 2022年(令和4年)4月1日

発行 **公益財団法人 国際人材協力機構** 〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング(受付11階)

企画編集 総務部 広報室 Tel:03-4306-1166 Fax:03-4306-1112

E-mail:kouhou@jitco.or.jp JITCOホームページ <https://www.jitco.or.jp/>



外国人技能実習生を受け入れる体制作り

割安な保険料・充実した補償の保険

外国人技能実習生総合保険(海外旅行傷害保険)のご案内

- 1 講習期間を含む実習実施期間中の全期間をカバーする保険**
在留資格の変更に伴う保険加入漏れを防ぐことができます。
- 2 本国出国から一定期間は治療費用を100%補償**
国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用になるまでの間も補償されます。

- 3 日常生活での第三者への損害賠償責任を補償**
自転車運転中の交通事故に伴い、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。**〈示談交渉サービス付〉**
- 4 割引が適用された割安な保険料**
公益財団法人国際人材協力機構(JITCO)が窓口となるので割安な保険料になります。



タイプ	保 険 金 額						保 険 料		
	傷 害		疾 病		賠償責任	救援者費用	治療費用 100% 補償期間	滞在期間	滞在期間
	死亡・ 後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用				…12か月 保険期間	…36か月 保険期間
1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円	15日	13,330円	30,020円
							1か月	13,810円	30,500円
							2か月	14,070円	30,950円
2	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	1億円	300万円	15日	17,340円	39,210円
							1か月	17,910円	39,810円
							2か月	18,130円	40,250円
3	2,000万円	100万円	2,000万円	100万円	1億円	300万円	15日	20,840円	47,310円
							1か月	21,460円	47,960円
							2か月	21,630円	48,400円
4	3,000万円	100万円	3,000万円	100万円	1億円	300万円	15日	27,840円	63,510円
							1か月	28,560円	64,260円
							2か月	28,630円	64,700円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	15日	11,140円	25,030円
							1か月	11,430円	25,340円
							2か月	11,610円	25,680円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	10,720円	23,900円
							1か月	11,130円	24,320円
							2か月	11,380円	24,720円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	17,070円	38,610円
							1か月	17,650円	39,210円
							2か月	17,860円	39,640円

(注1) 保険料は、ご加入の被保険者数により変更される場合があります。
 (注2) 他の保険期間中のご加入希望の場合は、株式会社国際研修サービスにお問い合わせください。
 ※保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等については「パンフレット」等をご確認ください。
 ※この広告は外国人技能実習生総合保険の概要を記載したものです。ご加入にあたっては「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「パンフレット」等をご確認ください。
 ※これらの保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。(引受割合については(公財)国際人材協力機構までお問い合わせください。)
 三井住友海上(幹事会社)、損保ジャパン、東京海上日動、あいおいニッセイ同和

この機会にご検討ください。
 保険に関するお問い合わせは

WEB募集は
 こちらから **k-kenshu.net**

代理店・扱者(お問い合わせ先)
株式会社国際研修サービス
 TEL **03-3453-3700** FAX **03-3453-3703**
 http://www.k-kenshu.co.jp/

随時受付中

技能実習 Days

デイズ



JITCOホームページ内「技能実習Days」では、監理団体・実習実施者の皆様からご提供いただいた技能実習生たちの日常を、写真とコメントで紹介しています。これまでホームページに掲載させていただいたものの中からピックアップした写真をお届けします。

※以下敬称略

アスカカンパニー株式会社

緊急事態宣言が解除され、コロナワクチンも日本で半数以上接種したというニュースもあり、実習生のホームシックとストレス解消のため、食事に行きました。コロナ禍でしばらく何もできていませんでしたので、みんなとても喜んでくれました。



株式会社セリオテック

こちらの写真は、みんなで桃狩りに出かけた際のものです。

コロナ禍であまり出かけることができませんが、感染対策をしっかりとしたうえで少ない機会を楽しみました。コロナ禍での技能実習終了となりましたが、引き続き特定活動に切替え、頑張ってもらっています。

株式会社 名友産商

2022年1月9日、愛知県小牧市の新成人の集いに出席しました。しばらく寒い日が続いていましたが、この日はお天気にも恵まれ、晴れやかに成人の門出を祝うことができました。ベトナムの正装である「アオザイ」を着た二人は、振袖姿の新成人とともに記念撮影をしたり、式典に参加したりして日本での成人式を楽しみました。



写真を掲載しませんか？

応募要項は JITCO ホームページをご覧ください。🌐 <https://www.jitco.or.jp/ja/days/>